

第5章 総合治水対策計画

1 総合治水対策とは

近年、都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい都市部の河川については、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、その流域のもつ保水・遊水機能を適正に確保するなどの総合的な治水対策を推進することにより、水害の防止又は軽減を図ることが必要となってきた。

そのため、流域毎に流域内地方公共団体等の合意に基づき、県及び市町村の河川担当部局、都市・住宅・土地担当部局等の関係部局からなる流域総合治水対策協議会を設置し、当該流域に係る総合治水対策について協議し、効果的な治水対策計画を策定するものとする。

2 100mm/h安心プラン

(1) 定義

河川管理者及び下水道管理者による河川と下水道の整備に加え、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、分散型の雨水貯留浸透施設の整備等の流域における流出抑制や、危険情報の周知体制の構築等により、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画である。

(2) 対象地域

一級河川、二級河川または準用河川の流域内であって、下水道事業の対象とする地域を含むものとする。

(3) 計画策定主体

対象地域の市町村、河川管理者及び下水道管理者が共同で計画を策定するものとする。なお、他の関係機関についても追加することができる。

(4) 「100mm/h安心プラン」の登録等

1. 計画策定主体は、実施要領に基づき「100mm/h安心プラン」を策定し、水管理・国土保全局長へ登録を申請することができる。
2. 「100mm/h安心プラン」は、従来目標とする計画降雨を超える局地的大雨を対象とし、各関係行政機関、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害軽減を図るために集中的な対策を実施するものであり、次に掲げる事項について記載するものとする。
 - ・基本方針
 - ・計画策定のための体制に関する事項
 - ・目標を達成するために実施する内容
 - ・計画期間
 - ・その他必要な事項
3. 水管理・国土保全局長は、1の申請があった「100mm/h安心プラン」の必要性、事業の効果、関係者の役割分担及び実施体制の確保などの実現可能性等を勘案し、登録を認める。
4. 登録要件の詳細及び計画の策定にあたって必要な手続きについては、別途定めるところによる。

(5) 「100mm/h安心プラン」の変更

登録を受けた計画策定主体は、当該登録を受けた「100mm/h安心プラン」の内容について変更が生じた場合は、別途定める手続きに従い、「100mm/h安心プラン」の変更を行うものとする。

100mm/h安心プラン 様式

計画名	〇〇市〇〇地区における〇〇〇〇安心プラン		
水系	〇〇〇川	河川	〇〇〇川
関係都道府県	〇〇県	関係市町村	〇〇市、〇〇町
計画策定主体	〇〇〇川流域浸水対策協議会		
(1)基本方針			
①100mm/h安心プランの策定にあたっての方針			
<p>〇浸水被害の危険性が高い地域を集中的に整備</p> <p>〇緊急整備により、迅速に浸水被害を軽減</p> <p>〇都、関係区市、都民が密接に連携</p>			
②計画降雨を超える局地的大雨の発生状況、被害状況および100mm/h安心プランで対象とする降雨			
<p><計画降雨を超える局地的大雨の発生状況></p> <p>・平成・年・月・日、集中豪雨、最大日雨量〇〇mm、最大時間雨量〇〇mm 浸水面積〇〇ha、床上浸水〇〇戸、床下浸水〇〇戸</p> <p>・平成・年・月・日、集中豪雨、最大日雨量〇〇mm、最大時間雨量〇〇mm 浸水面積〇〇ha、床上浸水〇〇戸、床下浸水〇〇戸</p> <p><100mm/h安心プランで対象とする降雨> _____mm/h (平成〇〇年豪雨に相当)</p>			
③実施による効果			
〇対象とする降雨に対して床上浸水被害を0戸とする。			
(2)計画策定のための体制に関する事項			
①参画団体等			
<p><行政機関></p> <p>〇〇県土木部河川課、下水道課、公園整備課、道路建設課、〇〇市防災課、下水道課、道路課</p> <p><住民(団体)や企業等></p> <p>〇〇株式会社、土地改良区</p> <p>〇〇都〇〇区民</p>			
②推進体制(協議会等の概要・評価の方法)			
<p>〇〇〇流域浸水対策協議会</p> <p>設立：……………</p> <p>構成：……………</p> <p>目的：……………</p> <p>(協議会規約等があれば写しを添付)</p> <p><評価の方法></p> <p>計画の実施状況確認のため、毎年1回以上開催する協議会の定例会において各実施主体が報告を行う。</p>			
(3)目的を達成するために実施する内容			
①法定計画等に基づく河川・下水道等の整備による浸水対策			
<p>・河川事業において、〇〇県が防災・安全交付金を活用して〇〇川の河道掘削、遊水地等の整備を実施。また県単独事業により、……を実施。国交省直轄事業により〇〇川〇〇排水機場におけるポンプの増強。</p> <p>・下水道事業において、地域自主戦路交付金を活用して雨水貯留管の整備を実施。</p> <p>(防災・安全交付金等で実施する事業については、整備内容が記載してある整備計画の写しを添付)</p>			
②分散型貯留浸透施設による流域対策(上記を除く。)			
<p>・〇〇株式会社において、自社ビル地下貯留施設の整備、雨水貯留タンクを設置。</p> <p>・〇〇土地改良区において、ため池の堤防を嵩上げ。</p> <p>・〇〇市〇〇住宅団地において、住宅への雨水浸透施設の設置、雨水貯留タンクの設置、</p> <p>・〇〇市における透水性舗装 〇〇m²</p>			
③危険情報周知の対策			
<p>・毎年1回市職員と地域住民とが立ち会い、危険箇所の現地確認を実施。</p> <p>・自治会を通じてハザードマップを全戸に配布。</p> <p>・関係小学校において毎年1回市職員による出前講座を実施。</p>			
④地域における水防活動強化の取り組み			
<p>・平成〇〇年豪雨を想定した水防訓練を毎年1回実施。</p>			
⑤まちづくりや住民(団体)、民間企業等における水害対策への取り組み			
<p>・市条例の制定による土地利用規制の実施。</p> <p>・地下街入り口における止水板の設置</p> <p>・定期的に制溝の集水マスの清掃活動を実施。</p> <p>・平成〇〇年豪雨を想定した地域住民参加の避難訓練を毎年1回実施。</p> <p>・民間企業による雨水貯留浸透に関する税制優遇措置の活用</p>			
(4)計画期間	平成〇〇年度～平成〇〇年度(予定)		
(5)その他必要な事項	※別添のとおり(該当する場合のみ記載)		

※必要に応じてページを追加